

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第75号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に、「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改め、同条第2項第1号ア及びイ中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改め、同号ウ(イ)中「市民協働・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改め、同項第2号イ中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

第25条中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)